

### 婚活マスター情報交換会 「おしゃべりタイム」

本市では、結婚に関心のあ  
る独身男女の縁結びをしてくだ  
さる方を婚活マスターとして認  
定しています。3月に新たに30  
名の婚活マスターが認定され  
現在99名で活動しています。

婚活マスターの活動のひと  
つとして独身男女が気軽にお  
しゃべりをしていただける、  
婚活マスター情報交換会、お  
しゃべりタイム」を毎月開催  
しています。

婚活マスターが結婚に対す  
る悩みなど相談にも応じます  
ので、気軽にご参加ください。

●日時：4月26日(水)、5月25日  
(木)、6月24日(土)、7月26日  
(水)、8月25日(金)、9月25日  
(月)

午後6時30分～午後8時30分  
●場所：大田原市生涯学習セ  
ンター研修室

●対象：結婚を希望している独  
身男女、又はそのご家族の方

●費用：無料  
※申し込みは不要です。直接  
会場にお越しください。

※途中の入退室は自由です。

問 政策推進課 A2階  
TEL (23) 8715

### 交通安全パレード開催

4月6日(木)～15日(土)に  
「子供と高齢者の交通事故防止」  
を運動の基本として、春の交通  
安全運動が実施されます。大型  
バイクによるパレードを実施し  
ますので、ぜひご覧ください。

●開催日：4月8日(土)

9：50 道の駅那須与一の郷

9：53 大豆田交差点

10：00 くらしの館交差点

10：05 堀之内交差点

10：15 ホテル花月

10：25～10：40

なががわ水遊園

11：00 鹿畑交差点

11：05 大田原保健センター  
前交差点

11：15 稲荷神社前交差点

11：20 東武百貨店前交差点

11：30 大田原保健センター  
前交差点

11：40 道の駅那須与一の郷

問 危機管理課 東2階  
TEL (23) 9301

### 自転車に乗って市内を巡る 大田原エコポタ 開催

自転車に乗る機会を増やし  
てCO2排出量の削減を促  
し、大田原産の物を食べても  
らい地域活性化を図るため大  
田原エコポタを開催します。

●日時(予定)：6月4日(日)  
午前8時30分～午後2時

●スタートゴール地点：ピ  
アートホール駐車場

●コース：①シヨートコース  
(ピアートホールから北上

し両郷出張所で休憩、川田・  
大輪を通って戻る12kmの  
コース)②メインコース(ピ  
アートホールから北上し両

郷出張所で休憩、川田・大  
輪を通って那珂川を渡り、  
蜂巣・余瀬を通って道の駅

で休憩、余瀬・黒羽向町を  
通って戻る25kmのコース)

●参加人数：各コース50名程  
度(先着順)

●費用：シヨートコース  
2000円、メインコース  
2500円(市内小学生に  
は子育て支援券配布)

●対象：小学生以上(小学生は  
保護者同伴)

●申込方法：詳細は市のホー  
ムページに掲載しますので

ご確認ください。  
問 生活環境課 A1階  
TEL (23) 8706

### 「緑豊かで美しい庭」 を推薦してください

見る人の心に響く、緑豊かで  
美しい庭(和風・洋風・ガーデ  
ニングなど)を探しています。

応募いただいた庭は、審査  
の結果優れているものと認め  
られた場合、大田原市民憲章  
推進大会において表彰します。

●募集期間：4月3日(月)  
～28日(金)

●応募要件：市内に所在する  
手入れの行き届いた美しい  
「庭」

※自薦、他薦を問いません

●応募方法：農林整備課備え  
付けの応募用紙に必要事項  
を記入のうえ、左記へ直接  
または郵送で申し込み。

●注意事項：審査(5月と9  
月に実施予定)の際は審査  
会委員が庭を訪問させてい  
ただくこととなります。

問 農林整備課 文3階  
TEL (23) 8126

温室効果ガス(CO2)削減の目的で、大企業にてリース期間満了した

主催 JEMTC 一般社団法人 日本電子機器補修協会

使用頻度わずかな  
ウィンドウズ 10 **パソコン**

下記会場にて実物をご確認後お持ち帰りになれます。

**4月21日(金)** 大田原市本町 1-2703-6

那須野が原  
**ハーモニーホール** 1階交流ホール

午前の部 11時～13時 午後の部 14時半～16時



初心者の方でも  
すぐにお使い頂けるよう初期設定済

安価で **お譲りします**

ワープロ・表計算・プレゼンソフト 2016年版  
筆まめ 2016年版・機器1年間保証  
操作ガイド本・操作に関するサポートダイヤル付

一台 **26,000円** (税別)

検索 (ジエムデク) 愛知県名古屋市中区白壁 3丁目2番1号 問合せ先 052(936)8887 高速インターネットに適した高規格機種は 4～5万円台であり

**平成 29 年度新エネルギー・省エネルギー関連補助制度**

問申生活環境課 **A** 1階 TEL(23)8706  
〒324-8641 大田原市本町1-4-1

市では、地球温暖化防止の推進や災害時の非常用電源の確保に資するため、次のとおり、各種エネルギー設備などの導入に関する補助を実施します。

名称	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	住宅用省エネ設置設備費補助金	クリーンエネルギー自動車購入補助金
対象設備 対象車両	住宅用太陽光発電システム	①家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム) ②定置用リチウムイオン蓄電池	①電気自動車 ②燃料電池自動車 ③プラグインハイブリッド自動車 (エンジンで発電した電力を車両外部に供給できるもの)
予算額	14,600,000 円(補助金ごとに件数指定はありません。)予算額に達した時点で、補助金の受付を終了します。		
補助金額	1kW 当たり 20,000 円(限度額 80,000 円)	1 基当たり補助対象経費(設備購入費+設置工事費)の 1/10 (千円未満切捨て)または 100,000 円のいずれか少ない額。補助対象経費に消費税は含まない。 ※補助金の交付は、省エネルギー設備の種類区分ごとに、一の住宅に対して 1 回限り。	1 台当たり 100,000 円 ※補助金の交付は 1 人 1 台まで
補助対象者	※次の要件を全て満たす方 ①住宅に太陽光発電を設置した方または市内の太陽光発電付き住宅を購入した方 ②太陽光発電システムの設置場所に住所を有する方 ③同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方 ④同一世帯の方を含め、平成 16 年度以降本補助金を市から受けていない方	※次の要件を全て満たす方 ①住宅に対象設備を設置した方または市内の対象設備付き住宅を購入した方 ②対象設備の設置場所に住所を有する方 ③同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方 ④同一世帯の方を含め、平成 26 年度以降補助申請する住宅で同じ設備区分による補助金を市から受けていない方	※次の要件を全て満たす方 ①市内に住所を有する方 ②自家用自動車として使用する目的で、補助対象車両を新車で購入する方 ③同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方
補助要件	共通要件 事業完了日(太陽光発電システムにおいては電力受給開始日、省エネ設備においては設備の保証開始日)から 90 日以内に申請書を提出すること  ※次の要件を全て満たす事業 ①低圧配電線と逆潮流方式で連系すること ②系統連系を行ったことのない未使用品を設置すること ③太陽電池の最大出力の合計値が 10kW 未満であること	※次の要件を全て満たす事業 ▶家庭用燃料電池の場合 ①国が実施する補助事業の設備規格に適合していること ▶蓄電池の場合 ①住宅に太陽光発電システムが設置されていること(蓄電池の設置に併せて太陽光発電システムを設置することも可) ②公称最大蓄電容量が 1kWh 以上のものであること ③太陽光発電システムと連系可能なものであること ④未使用品であること	※次の要件を全て満たす事業 ①平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 30 日までの間に、補助を受けようとする車両の新規登録を完了すること ②車両の「使用の本拠の位置」が市内であること ③平成 30 年 3 月 30 日までに申請書を提出すること
提出書類	提出書類の詳細については、下記へお問い合わせいただくか、市ホームページで確認してください。		
申請時期	事業完了後に申請してください	車両購入後に申請してください	
受付期間	4 月 3 日(月)~平成 30 年 3 月 30 日(金)		
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境課に持参または郵送してください。(窓口の業務時間：平日午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分)</li> <li>代理人の方が申請手続を行う場合、委任状を添付してください。</li> <li>交付申請書などの様式は生活環境課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。</li> </ul>		

**佐良士多目的交流センター  
貸館方法が変わります**

4 月 1 日(土)から土日祝日の管理人の配置がなくなり、すので、貸館で利用される方は、平日の午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分までに佐良士多目的交流センターで鍵を受領してください。

問 農政課 **文** 3 階  
(23)8708

**平成 29 年国民生活調査の実施について**

本年は、県内 15 地区を対象として 6 月と 7 月の 2 回に渡り実施されますので、調査へのご協力をお願いいたします。  
調査は、栃木県知事または宇都宮市長の発行する身分証を携帯した調査員が、対象地区のお宅に直接調査のお願いに伺います。電話等で調査内容をお聞きすることはありません。なお調査地区は本市の一部を含みます。詳しくは県健康推進課へお問い合わせください。

問 県健康推進課  
TEL 028(623)3096